

〔令和 元年 7 月 1 日
研究所規程第 8 6 4 号〕

(目的)

第 1 条 この規程は、海上技術安全研究所（以下「研究所」という。）が行う技術コンサルティングについて必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「技術相談」とは、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する技術の指導及び成果の普及を図るために行う外部機関から寄せられる技術的な相談への対応をいう。

2 この規程において、「技術コンサルティング」とは、技術相談のうち、委託者（第 3 条第 2 項に定める通知を受け、技術コンサルティング契約を研究所と成立させた者をいう。以下同じ。）からの委託を受け、研究所が蓄積する技術ポテンシャルを基に行う有用な知見の教授等であって、研究所の役職員等の当該業務への一定の労力が伴うもののうち、当該委託者がこれに要する経費を負担するものをいう。

3 この規程において、「発明等」とは、海上技術安全研究所職務発明等取扱規程（研究所規程第 5 6 号）第 1 条に規定するものをいう。

4 この規程において、「受託研究」とは、海上技術安全研究所受託研究取扱規程（研究所規程第 5 4 号）第 1 条に規定するものをいう。

(技術コンサルティングの可否)

第 3 条 研究所は、技術コンサルティングを研究所へ委託しようとする者に、研究所が別に作成する海上技術安全研究所技術コンサルティング約款（以下「技術コンサルティング約款」という。）に定める申請書を海上技術安全研究所長（以下「研究所長」という。）に提出させるものとする。

2 研究所は、前項の申請書の内容が次の各号に掲げる要件を全て満たしており研究所が技術コンサルティング業務を実施すると判断した場合には、技術コンサルティング約款に定める技術コンサルティング受諾書（以下「受諾書」という。）により依頼の受諾を通知することにより、研究所と前項の委託しようとする者との間に技術コンサルティング約款に基づく技術コンサルティング契約を成立させるものとする。

一 依頼の内容が国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成 1 1 年法律第 2 0 8 号）第 1 1 条第 5 号に定める成果の普及に資するものであること。

二 依頼の内容が研究所の知見を活用するものであって民間の主体では実施するのが困難であると見込まれること。

三 技術コンサルティングの実施により、研究所の他の業務の遂行に著しい支障を来すおそれがないと見込まれること。

四 技術コンサルティング契約を研究所へ委託しようとする者が、第5条第1項に規定する技術コンサルティングに要する経費（以下「技術コンサルティング費」という。）の全額を技術コンサルティングの開始前又は研究所が特に認める場合には研究所が請求書で定める期限までに研究所に納付すると約すること。

- 3 研究所は、前項各号に掲げる要件のうちいずれかが満たされない場合には、技術コンサルティング業務を実施しないと判断し、委託しようとする者に通知するものとする。
（実施計画）

第4条 研究所長は、前条により依頼に応じる旨の決定をしたときは、当該技術コンサルティングを担当する研究者を指名するものとする。

- 2 前項により指名を受けた研究者の属する系等の系長、海難事故解析センター長、国際連携センター長及びプロジェクトチームリーダー（以下「系長等」という。）は、遅滞なく技術コンサルティングの実施計画を作成し研究所長に提出するものとする。

- 3 前項の実施計画には、次の事項について定めるものとする。

- （1）件名
 - （2）内容及び規模
 - （3）実施期間
 - （4）実施場所
 - （5）技術コンサルティング費
 - （6）実施者名
- （技術コンサルティング費等）

第5条 技術コンサルティング費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。

- 一 研究所が蓄積する技術ポテンシャルを基に行う有用な知見の教授等への対価としての技術コンサルティング料及び技術コンサルティングの遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接費」という。）

- 二 技術コンサルティングの遂行に関連して直接費以外に必要となる経費を勘案して定める額

- 2 前項に規定する技術コンサルティング料は、前項に規定する教授等の従事予定時間に当該教授等の難易度に応じた単価を乗じて算定するものとする。

- 3 研究所は、技術コンサルティングの実施に必要があると認めたときは、委託者に研究所の施設の一部を使用させることができる。この場合において、委託者による研究所の施設の一部の使用に関し必要な事項については、海上技術安全研究所研究施設等の利用に関する規程（研究所規程第559号）の定めるところによる。

- 4 研究所は、技術コンサルティング費の提供を受けるとき又は前項の規定により委託者に研究所の施設の一部を使用させるときは、海上技術安全研究所技術コンサルティング実施要領（海海総第29-3号）の定めるところにより当該経費を算定する。

- 5 技術コンサルティング費により取得した設備等は、別段の定めがある場合を除き、研究所の所有とする。

（遵守事項）

第6条 研究所は、技術コンサルティング約款を遵守し、委託者には技術コンサルティング約款及び研究所からの技術コンサルティング受諾書に記載されている事項を遵守さ

せるものとする。

(技術コンサルティング費の返還)

第7条 研究所は、委託者が納付した技術コンサルティング費を返還しないものとする。
ただし、技術コンサルティング約款に定めるところにより技術コンサルティング契約を解約した場合には、技術コンサルティング約款の定めるところにより、納付された技術コンサルティング費の全部又は一部を委託者に返還するものとする。

(中止)

第8条 研究所は、やむを得ない理由があると認める場合は、技術コンサルティングの中止を決定することができるものとする。

2 研究所は、前項の規定により技術コンサルティングの中止を決定した場合には、技術コンサルティング約款の定めるところにより、納付された技術コンサルティング費の全部又は一部を委託者に返還するものとする。

(秘密の保持)

第9条 研究所及び委託者は、技術コンサルティングにおいて知り得た一切の情報を秘密情報として他の情報と明確に区別して取り扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものにあっては、この限りでない。

(1) 既に公知であるもの

(2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

(3) 研究所又は委託者が相手方から当該情報を入手した時点で既に保有していたもの

(4) 研究所又は委託者が相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが立証できるもの

(5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

2 研究所は、委託者から書面により、より厳重な情報管理が求められた場合には、追加措置として、当該情報にアクセスできる者を最小人数に制限し、その他の者が当該情報にアクセスできないよう適切な措置、その他必要な措置を講じなければならない。

(再委託)

第10条 研究所は、必要があるときは、委託者の同意を得て、当該技術コンサルティングの一部を再委託することができるものとする。

(技術コンサルティングに従事する臨時研究者)

第11条 研究所は、技術コンサルティングの実施に当たって必要に応じ、現に有する研究者以外に技術コンサルティングに従事する研究者を、技術コンサルティング費の範囲内において契約により雇用することができる。

2 前項に規定する研究者の雇用に関することは、別に定める。

(受託研究契約等への移行)

第12条 研究所は、技術コンサルティングにおいて新たに発明等の発生が予測される場合には、委託者と速やかに、受託研究その他適切な研究の契約を締結するものとする。

(終了報告書)

第13条 第4条第1項の規定により指名を受けた研究者の属する系等の系長等は、技術コンサルティングが終了したときは、別に定める技術コンサルティング終了報告書を作

成し、遅滞なく研究所長へ提出しなければならない。

(免責)

第14条 研究所は、技術コンサルティングについて、次の各号に掲げる事項その他について、明示又は黙示を問わず一切の保証をしないものとする。

- 一 委託者の要求に合致すること。
- 二 特定の目的に適合すること。
- 三 技術の内容に市場性があり実現可能であること。

2 研究所は、技術コンサルティングの内容を用いた委託者又はその取引先、顧客その他委託者関係者による商品の製造又は販売、役務の提供その他の行為によって委託者又は第三者に損害が発生した場合でも、委託者及び当該第三者のいずれに対しても一切の責任を負わないものとする。

(技術コンサルティングに関する事務手続等)

第15条 この規程に定めるもののほか、技術コンサルティング実施要領に基づき必要な事務を行うものとする。

(適用除外)

第16条 研究所は、技術コンサルティングが次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

- 一 国又は公的機関からの委託を受けて行う技術コンサルティングである場合
- 二 その他特別な事情がある場合

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。